

[様式 2-1]

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(増額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与月額を下記のとおり増額することを願います。つきましては、返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)を確認し、誓約した内容に加えて、貸与月額の増額に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。※1~8については記入要領を確認しながら記入してください。

奨学生番号, 学籍番号, 提出日, 生年月日, 大学(院), 学部, 学科(科), 年次, フリガナ, 氏名(自署), 印

※本人氏名の押印欄は、「変更後の借入金額」を訂正する場合のみ必要です。

変更後の借入金額 (予定・総額) ※3

*本願出に記載された変更後の借入金額が予定する借入金額を上回っている場合は、貸与月額及び貸与終期から算出される借入金額を正しい金額として取扱います。

■ 月額変更 (「第一種奨学金の貸与月額」を参照して記入してください。)

本人現住所, 生計維持者住所, 増額始期, 従前の奨学金月額, 希望する奨学金月額, 変更する理由

*第一種奨学金と併せて第二種奨学金(入学時特別増額貸与奨学金を除く)の貸与を受けている場合は、借り過ぎにご注意ください。

■ 保証制度

※現在選択している保証制度にチェックしてください。機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更となります。

連帯保証人, 保証人, 機関保証, 住所, 電話番号, 氏名, 生年月日

* 機構届出の連帯保証人又は保証人が債務整理(破産等)中の場合は提出前に「連帯保証人・保証人等変更届」を併せて提出してください。

■ 親権者又は未成年後見人(本人が未成年者の場合のみ記入)

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人住所・氏名(自署), 親権者住所・氏名(自署)

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかがいな場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

学校記入(を記入), 返還誓約書機構提出, 2018年度以降入学者で最高月額選択可能対象者

※スカラAC等で最高月額が選択可能か確認

電話番号(担当者名), 学校番号, 区分

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

■ 第一種奨学金の貸与月額

(注意点)

1. 自宅通学から自宅外通学の変更に伴い月額を増額変更する場合、「月額変更願(増額)」と併せて自宅外通学である事実を確認できる証明書類を学校に提出してください。
2. 給付奨学金又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が制限されます。併給調整後の貸与月額は学校に確認してください。
3. 転・編入学で採用となった者の入学年度は、転・編入学先の学校に1年次から在学していたと仮定し、最短期間で奨学金申込時の年次に進級した場合の入学年度です。
4. 自宅外通学の者は、自宅通学の月額も選択可能です。
5. 最高月額不可で採用になった者は、最高月額欄の月額は選択できません。
そのため、自宅外通学の者が自宅月額の最高月額欄を選択することはできません。

対象者	2018年度以降 新たに大学, 短期大学, 高等専門学校, 専修学校(専門課程)に入学する者の変更可能月額 ※高等専門学校については4・5年生が対象							
	大学				短期大学, 専修学校専門課程, 高等専門学校 (4・5年生)			
	国公立		私立		国公立		私立	
区分	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額(※)	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額以外の月額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※奨学金申込時における生計維持者の年収を基に最高月額を選択可能と判定された者のみ選択可能です。

対象者	上記以外の者の変更可能月額				
区分	自宅月額	自宅外月額	自宅・自宅外低月額		
大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円	
	私立	54,000円	64,000円	30,000円	
短期大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円	
	私立	53,000円	60,000円	30,000円	
大学通信教育(通年スクーリング)		54,000円	64,000円	30,000円	
大学院	修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程	88,000円		50,000円	
	博士・博士後期課程	122,000円		80,000円	
高等専門学校(1~3年次)	国公立	21,000円	22,500円	10,000円	
	私立	32,000円	35,000円	10,000円	
高等専門学校(4・5年次)	国公立	45,000円	51,000円	30,000円	
	私立	53,000円	60,000円	30,000円	
専修学校専門課程	国公立	45,000円	51,000円	30,000円	
	私立	53,000円	60,000円	30,000円	

■給付奨学金の給付月額

奨学生本人および生計維持者の収入状況および資産状況に基づく支援区分に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。

※第Ⅳ区分(理工農系)は、支給月額が0円となります。

(単位:円)

	大学・短期大学・専修学校(専門課程)				高等専門学校(第4学年以上)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200 (33,300)	66,700	38,300 (42,500)	75,800	17,500 (25,800)	34,200	26,700 (35,000)	43,300
第Ⅱ区分	19,500 (22,200)	44,500	25,600 (28,400)	50,600	11,700 (17,200)	22,800	17,800 (23,400)	28,900
第Ⅲ区分	9,800 (11,100)	22,300	12,800 (14,200)	25,300	5,900 (8,600)	11,400	8,900 (11,700)	14,500
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	7,300 (8,400)	16,700	9,600 (10,700)	19,000	4,400 (6,500)	8,600	6,700 (8,800)	10,900

■給付奨学金又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合の貸与月額

給付奨学金又は授業料等減免の支援を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が調整されます(併給調整)。併給調整後の貸与月額は、下表のとおりです。

※高等専門学校本科1~3年生、及び大学院については、給付奨学金対象外のため、貸与月額の調整はありません。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。

※調整後の貸与月額表において、20,000円の設定は2018年度以降入学者が選択できる月額であり、2017年度以前入学者は20,000円を選ぶことはできません。

※通信教育課程や夜間部に在籍している人の貸与月額は、本機構ホームページを確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyu/taiyu_1shu/kingaku/2019ikou.html

※給付奨学金を本人都合による停止とした場合、併給調整は解除にはなりません。下表のとおり月額となります。

※「第一種奨学金貸与月額変更願(届)」(様式2-1・2-2)を提出する際、「従前の貸与月額」「希望する貸与月額」欄にはそれぞれ併給調整後の貸与月額を記入してください。

(単位:円)

大学		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分		0 (0)	0	0 (0)	0
第Ⅱ区分		0 (0)	0	0 (0)	0
第Ⅲ区分		20,300 (25,000)	13,800	21,700 (20,000、30,300)	19,200
第Ⅳ区分	多子世帯	26,500 (20,000、31,400)	23,100	29,800 (20,000、38,700)	20,000、30,400
	理工農系	併給調整されません (給付奨学金及び授業料等減免の支援対象外のため)		20,000、34,500 (20,000、30,000、44,500)	20,000、30,000、 44,500

(単位:円)

短期大学		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分		0 (0)	0	0 (0)	0
第Ⅱ区分		3,800(7,100)	0	0 (0)	0
第Ⅲ区分		24,300(29,000)	17,800	22,900(28,500)	17,400
第Ⅳ区分	多子世帯	29,500 (20,000、34,400)	26,100	20,000、30,400 (20,000、36,300)	28,000
	理工農系	併給調整されません (給付奨学金及び授業料等減免の支援対象外のため)		20,000、30,000、40,000 (20,000、30,000、47,000)	20,000、30,000、 47,000

(単位:円)

高等専門学校 (第4学年以上)		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分		7,900(5,600)	0	0 (0)	0
第Ⅱ区分		20,200(20,700)	15,100	0 (0)	0
第Ⅲ区分		20,000、32,500 (20,000、35,800)	20,000、33,000	24,600(28,800)	26,000
第Ⅳ区分	多子世帯	20,000、35,700 (20,000、39,600)	20,000、37,500	20,000、31,700 (20,000、36,600)	20,000、34,500
	理工農系	併給調整されません (給付奨学金及び授業料等減免の支援対象外のため)		20,000、33,500、 (20,000、30,000、40,500)	20,000、30,000、 40,500

(単位:円)

専修学校(専門課程)		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分		1,900(3,800)	0	0 (0)	0
第Ⅱ区分		16,200(19,500)	0	0 (0)	0
第Ⅲ区分		20,000、30,500 (20,000、35,200)	24,000	23,800(29,400)	18,300
第Ⅳ区分	多子世帯	20,000、34,200 (20,000、39,100)	20,000、30,800	20,000、31,100 (20,000、37,000)	28,700
	理工農系	併給調整されません (給付奨学金及び授業料等減免の支援対象外のため)		20,000、30,000、40,700 (20,000、30,000、47,700)	20,000、30,000、 47,700

記入要領(表)

■願出全体にかかる注意事項

		□チェック	【よくある不備】
記入	○黒又は青のボールペンで記入していますか。	<input type="checkbox"/>	×消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンで記入している
訂正方法	○誤記入を訂正する場合は以下のとおり訂正していますか。(訂正印は不要) ①訂正箇所全体に二重線を引く。 ②訂正箇所の直近余白にはっきりと読み取れるように書き直す。 ※ただし、以下の箇所の訂正は除きます。 ・「変更後の借用金額」欄(※3参照) ・「■保証制度」欄(人的保証のみ)(※7参照)	(該当者のみ) <input type="checkbox"/>	×修正液や修正テープで訂正している ×塗りつぶし、なぞり書きで訂正している
様式相違	○第一種奨学金の貸与月額が制限(併給調整)されている期間内に、通学形態を変更する場合は、「第一種奨学金貸与月額変更願(増額)」ではなく、給付様式2-1又は35「通学形態変更届」を提出してください。		

■奨学生本人の情報

		□チェック	【よくある不備】
※1 提出日	○学校に願出を提出する日を記入していますか。 返還誓約書を学校が機構指定送付先へ発送した日以降でない「月額変更願」の提出はできません(通学形態変更を除く)。	<input type="checkbox"/>	×返還誓約書提出前の日付を記入している(通学形態変更に伴う月額変更を除く)
※2 本人署名	○奨学生本人が願出に直接署名していますか。	<input type="checkbox"/>	×印字されている ×願出コピーやPDFを提出 ×連帯保証人および保証人と同一筆跡
本人署名横の押印	○奨学生本人の印で鮮明に押印していますか。 ※「変更後の借用金額」欄を訂正する場合のみ必要です。	(該当者のみ) <input type="checkbox"/>	×シャチハタを押印 ×連帯保証人または保証人と同一印 ×二重印、欠け印等による不鮮明

■変更後の借用金額

		□チェック	【よくある不備】
※3 変更後の借用金額	○別紙「■変更後の借用金額本人確認用」を確認しながら記入しましたか。 当該書類が手元がない場合は学校に申し出てください。 ※本願出による月額の増額に加え、貸与期間も延長となる場合は、貸与期間延長後の金額を記入してください。 ※高等専門学校(1~3年生)及び一貫制博士課程の博士前期課程相当(1、2年生)の方の記入する金額は、学校に確認してください。 ※給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けており、第一種奨学金が併給調整中の場合、変更後の借用金額欄は記入不要です。	<input type="checkbox"/>	×希望する奨学金月額を記入 ×既貸与金額を借用金額に含めていない
※変更後の借用金額欄の訂正方法	○別紙【参考】「変更・訂正後の借用金額(予定)」「署名」欄の訂正方法等についてのとおりに修正していますか。 当該書類が手元がない場合は学校に申し出てください。	(該当者のみ) <input type="checkbox"/>	×金額全体に二重線がない(一部のみ訂正) ×二重線上に押印がない ×本人署名横の印と異なる印が押印されている ×印が不鮮明 【人的保証のみ】 ×本人署名横印、連帯保証人および保証人のそれぞれの実印が重なって押印されている ×印鑑登録証明書と異なる印が押印されている

■月額変更

		□チェック	【よくある不備】
※4	本人現住所	<input type="checkbox"/>	×未記入 ×自宅外月額への変更を希望しているが、本人現住所と生計維持者住所が同一
	入居日	<input type="checkbox"/>	
	生計維持者住所	<input type="checkbox"/>	
※5 増額始期	○選択可能な増額始期の中から正しく記入していますか。 選択できない増額始期を記入していた場合、不備となります。		
	通学形態変更(自宅→自宅外)に伴う増額	入居日から提出日まで3か月以内 ↓ 入居日の属する月以降	<input type="checkbox"/>
	通学形態変更(自宅外→自宅)に伴う増額	入居日から提出日まで3か月経過 ↓ 提出日の属する月以降	<input type="checkbox"/>
	通学形態変更を伴わない増額	提出日の属する月以降で奨学生本人が希望する月から増額可能。 ただし、従前の貸与月額が自宅外通学者のみが選択可能な月額であった場合は、増額前に減額の届出が必要な場合があります。詳細は学校へご確認ください。	<input type="checkbox"/>
	大学院生	提出日の属する月以降	<input type="checkbox"/>
	転学・編入学と同時に増額	転学日が属する月 (不明な場合は学校担当者に確認)	<input type="checkbox"/>

(裏も確認してください)

記入要領(裏)

第一種奨学金・増額

※6	希望する奨学金月額	<p>○選択可能月額の中から記入していますか。 選択可能な月額が不明の場合は、「第一種奨学金の貸与月額」を確認してください。 ※給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けているため第一種奨学金が併給調整中の場合は、同一の支援区分で選択できる範囲内で貸与月額を選択できません。(「給付奨学金又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合の貸与月額」参照)</p>	<input type="checkbox"/>	×「10,000円」と記入
		<p>○自宅外月額へ変更する場合、生計維持者と別に住んでいることがわかる証明書書類(賃貸借契約書等)を用意しましたか。 ※2020年度以降採用者は自宅外月額の貸与を受けるための一定の要件があります。詳細は学校に確認してください。</p>	(該当者のみ) <input type="checkbox"/>	

■保証制度

		<input type="checkbox"/> チェック	【よくある不備】	
※7	人的保証	<p>○連帯保証人・保証人の自署・実印の押印がありますか。 ※給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けており、第一種奨学金が併給調整中の場合、連帯保証人および保証人の署名・押印は不要です。 ※機構届出の連帯保証人・保証人を変更する場合及び氏名変更が生じた場合は「連帯保証人・保証人等変更届」を併せて提出してください。なおそれぞれの願(届)出に印鑑登録証明書の添付が必要です。</p>	(人的保証のみ) <input type="checkbox"/>	<p>×連帯保証人・保証人を逆に記入している</p> <p>×連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書記載の住所と異なる住所(氏名・生年月日)が願出用紙に記入されている</p> <p>×連帯保証人・保証人欄の訂正に印なし →それぞれ訂正する欄の実印を二重線上に押印</p>
		<p>○連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書が添付されていますか。 「月額変更願」と印鑑登録証明書はホチキス留めしてください。 ※給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けており、第一種奨学金が併給調整中の場合、印鑑登録証明書の提出は不要です。</p>	(人的保証のみ) <input type="checkbox"/>	
	※連帯保証人・保証人記入欄の訂正方法	<p>○別紙【参考】「変更・訂正後の借入金額(予定)」「署名」欄の訂正方法等について」とおり修正をしていますか。 当該書類が手元にない場合は学校に申し出てください。</p>	(該当者のみ) <input type="checkbox"/>	<p>×二重線上に押印がない</p> <p>×連帯保証人欄を連帯保証人実印(保証人欄を保証人実印)で訂正していない</p> <p>×印鑑登録証明書と異なる印で訂正されている</p>

■親権者又は未成年後見人(本人が未成年者の場合のみ記入)

		<input type="checkbox"/> チェック	【よくある不備】	
※8	親権者又は未成年後見人	<p>○提出日時時点で未成年者の場合は親権者(未成年後見人)の署名がありますか。 両親がいる場合は必ず両名の署名が必要です。</p>	(未成年のみ) <input type="checkbox"/>	<p>×両親がいるにもかかわらず父(母)のみしか記入がない</p>

記入が必要な事項に漏れ等があった場合は、振込みが遅れる場合があります。

提出前に再確認を行いましょう。

「変更後の借用金額」の確認方法

- ①現在の「貸与総額(予定)」を確認する。
- ②月額変更願で増額となる分の借用金額を計算する。
- ③①と②の合計金額を「変更後の借用金額」欄に記入する。

スカラPSにログインすると、「詳細情報」タブの画面から、あなたの奨学生番号ごとの詳細情報が確認できます。
(URL: https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do)

例: 2024年9月を始期として貸与月額を54,000円から64,000円に増額希望。

スカラネットPS 奨学金貸与・給付・返還情報提供サービス

全体概要 **詳細情報** 各種手続 奨学金継続願提出 個人情報

本画面に表示されている情報は、2024年9月11日現在のものです。

奨学生番号ごとの詳細情報

奨学生番号ボタンを押すと、各番号ごとの詳細情報を表示します。

6**0*****	奨学金情報	
8**0*****	奨学生番号	6**0*****
	状態	貸与 → 「貸与」と表示されている場合のみ計算が可能です。
	学校名	学生支援大学
	貸与期間	2024年04月～2028年3月
	貸与月額(自宅)	54,000円
	貸与済額(第一種奨学金)	324,000円
	貸与総額(予定)	2,592,000円 ①

②月額変更願を提出することで増額となる借用金額(予定)

→ **A** : 月額変更を希望する月から貸与終了月までの月数 × **B** : 月額の差額 で計算

A : 2024年9月～2028年03月 の 43か月
B : 「希望する奨学金月額」から「従前の奨学金月額」を差し引いた金額
64,000 - 54,000 = 10,000円

A : 43か月 × **B** : 10,000円 = **430,000円** ②

変更後の借用金額

①現在の「貸与総額(予定)」 2,592,000円
②増額となる借用金額 430,000円
③変更後の借用金額(①+②) 3,022,000円

③を「月額変更願」の「変更後の借用金額」欄に記入

変更後の借用金額
(予定・総額)

3 0 2 2 0 0 0

円

【参考】「変更・訂正後の借用金額(予定)」「署名」欄の訂正方法等について

願(届)出用紙の訂正は、なぞり書きや修正テープ等での訂正はできません。
署名訂正や押印についても、下記を確認し、適切に訂正してください。

■『変更・訂正後の借用金額(予定)』欄の訂正方法について

- ①本人署名横に本人印を押印する
- ②借用金額全体を二重線で削除する
- ③訂正した二重線上に訂正印を押印する(訂正箇所ごとに各押印が必要)
 - ・人的保証の場合：本人印(本人氏名横同一印)・連帯保証人と保証人の実印
 - ・機関保証の場合：本人印(本人氏名横同一印)
- ④正しい金額(ゼロも含めた全ての桁)を上部余白に記入する

【訂正方法】変更後の借用金額(予定)を誤った場合について

①誤った借用金額に二重線を引きます(1円の単位まですべての数字を抹消してください)

②二重線の上に、訂正印を押印してください。
人的保証の方の場合、本人印・連帯保証人実印・保証人実印を重ねないように押印。
機関保証の方は本人印のみ。

豆印不可
押印の並びは不問

③正しい金額を訂正した欄の上部余白に、はっきりと記入してください。

■『署名』欄の訂正方法について

- ①氏名全体に二重線を引く
- ②【人的保証】連帯保証人や保証人欄を訂正する場合は
 - ・訂正欄に押印する実印を二重線上に押印
 - ・署名を訂正する者の実印を、二重線上に他の印と重ならないよう押印
 - ※本人欄の署名は押印不要
- ③欄内余白に、文字が重ならないよう正しく署名する

※欄内の住所、電話番号、生年月日についても同様の方法で訂正が必要です。

■正しい『押印』の例

重印・二重印・欠け印・にじみ印とならないよう、朱肉を用いて鮮明に押印してください。

鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
○	×	×	×	×	×

本人印は、朱肉を用いて押印※豆印不可

連帯保証人や保証人は、実印での押印のみ

※印鑑登録証明書に押印されている印